

茨城県における
中小企業者のための官公需確保対策等について

令和2年11月26日（木）

茨城県
産業戦略部中小企業課

茨城県産業活性化推進条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、本県の産業の活性化に関し、基本理念及び基本方針等を定めるとともに、県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、産業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「産学官の連携」とは、企業、大学（高等専門学校及び大学共同利用機関を含む。以下同じ。）、独立行政法人等（独立行政法人及び特殊法人であつて試験研究に関する業務を行うものをいう。）又は県若しくは国の試験研究機関が相互に連携することをいう。

（基本理念）

第3条 本県の産業の活性化は、本県の産業の活力の維持及び強化を図るため、企業の自主的な事業活動を助長することを旨として、推進されなければならない。

2 本県の産業の活性化は、本県の産業の競争力を高めるため、本県の有する高度な科学技術の集積、優れた産業基盤、豊かな自然その他の特性及び魅力を十分に活用することにより、行われなければならない。

3 本県の産業の活性化の推進に当たっては、中小企業の事業活動が産業の活性化に果たしている役割の重要性にかんがみ、経営資源の確保の円滑化等中小企業に関する施策が十分に講じられなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、産業の活性化に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、産業の活性化に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、大学、企業、公共的団体その他の関係団体と緊密に連携して取り組むよう努めるものとする。

（中小企業の受注機会の増大）

第13条 県は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、県の物品及び役務の調達、工事の発注等に関する中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

令和元年度 中小企業・小規模事業者向け契約実績（茨城県）

（単位：千円（千円未満は切捨て）、％）

物件, 工事, 役務別	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	B/A	C/A
	官公需契約総実績額	Aのうち中小企業向け契約実績額	Bのうち県内中小企業向け契約実績額	Bのうち新規中小企業向け契約実績額	Dのうち県内新規中小企業向け契約実績額	中小企業向け契約比率(%)	県内中小企業向け契約比率(%)
物件	15,752,643	7,649,431	6,178,465	33,058	25,983	48.6	39.2
工事	127,390,865	100,232,951	95,152,972	1,065,610	1,065,610	78.7	74.7
役務	43,464,510	19,840,749	15,613,327	89,063	50,602	45.6	35.9
合計	186,608,019	127,723,132	116,944,766	1,187,733	1,142,196	68.4	62.7

※ (D) 及び (E) の新規中小企業は、事業を開始した日から10年未満の個人、設立の日から10年未満の会社が該当します

茨城県石油商業組合・茨城県石油業協同組合の概要

【令和2年11月4日現在】

団 体 名	茨城県石油商業組合	茨城県石油業協同組合
所 在 地 (事務局)	〒310-0801 茨城県水戸市桜川2丁目2番35号 茨城県産業会館13階	
代 表 者	理事長 稲葉 修一	
役 員	理事39名、監事2名 計41名	
組 合 員	629名	
設立年月日	昭和38年3月26日	昭和28年3月5日
法 令 根 拠	中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法
主 務 官 庁	茨城県 (平成27年度に経済産業省から移譲)	茨城県
目 的	石油製品販売業の中小企業者の改善発達を図るため必要な事業を行うこと <u>※商工組合は、各都道府県において各業界1団体のみ設立することができる。</u>	組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自習的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ること
主 な 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ○石油製品販売業に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・石油製品の販売業に関する指導及び教育 ・石油製品等の販売業に関する情報または資料の収集及び提供 ○かけこみ110番事業 <ul style="list-style-type: none"> ・不審者に声をかけられたり、体調が悪くなった場合など、困ったときSSへ来て頂く「かけこみ110番」、のぼりやクリアファイル等の作成による周知 ○軽油等の不正流通防止対策 ○「石油の日」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・10月16日を石油の日(オイルの日)と定め、消費者への広報活動 ○観光SS事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県内を周遊するユーザーに対し、観光情報、トイレ、道案内を提供する観光SS ・県内150カ所が茨城県(観光物産課)から指導を受けて活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○共同事業 <ul style="list-style-type: none"> ・洗車タオル、給油伝票等組合員の取り扱う物資の売買、販売等 ・組合員の取り扱う農林漁業用A重油等の用途確認及び購入証明手続きに関する業務 ・組合員の取り扱う石油製品の共同受注に関する事業(官公需適格組合等) ・組合員及びその従業員のためにする共済事業及びその保険事業の業務委託等 ○地下タンク漏えい検査、循環清掃、ローリー検査 ○消防法による計量器検査の斡旋 ○地域エネルギー供給拠点事業 ○信用保証事業(組合員に対する事業資金の貸付等) ○リース助成事業 ○債権回収事業
備 考	※事務局、代表者、役員、組合員は、2団体で共通となっております。	

茨城県石油業協同組合

災害協定締結市町村

R2.11.20 現在

	支部名	締結市町村
1	茨城県石油業協同組合	平成 17 年 4 月 26 日、茨城県と締結。 平成 25 年 3 月 28 日、再締結。
2	茨城町	平成 23 年 2 月 2 日、茨城町と締結。
3	高萩市	平成 23 年 4 月 20 日、高萩市と締結。
4	牛久・竜ヶ崎	平成 23 年 9 月 1 日、龍ヶ崎市と締結。
5	神栖	平成 23 年 10 月 14 日、神栖市と締結。
6	大子	平成 23 年 10 月 26 日、大子町と締結。
7	古河	平成 23 年 11 月 27 日、五霞町と締結。
8	大宮	平成 23 年 12 月 7 日、常陸大宮市と締結。
9	常総	平成 24 年 2 月、常総市と締結。
10	ひたちなか	平成 24 年 2 月 1 日、東海村と締結。
11	那珂	平成 24 年 2 月 9 日、那珂市と締結。
12	取手	平成 24 年 2 月 14 日、取手市と締結。
13	ひたちなか	平成 24 年 2 月 28 日、ひたちなか市と締結。
14	石岡	平成 24 年 3 月 27 日、石岡市と締結。
15	行方	平成 24 年 3 月 29 日、行方市と締結。
16	利根町	平成 24 年 3 月 30 日、利根町と締結。
17	笠間	平成 24 年 5 月 11 日、笠間市と締結。
18	太田	平成 24 年 7 月 25 日、常陸太田市と締結。
19	取手	平成 24 年 7 月 25 日、守谷市と締結。
20	鉾田	平成 24 年 7 月 27 日、鉾田市と締結。
21	桜川	平成 26 年 5 月 1 日、桜川市と締結。
22	牛久・竜ヶ崎	平成 26 年 9 月 22 日、牛久市と締結。
23	坂東	平成 27 年 8 月 1 日、坂東市と締結。
24	茨城県石油業協同組合	平成 29 年 12 月 20 日、水戸市と締結。
25	小美玉	小美玉市と締結。
26	牛久・竜ヶ崎	河内町と締結。
27	鹿嶋	令和 2 年 4 月 30 日、鹿嶋市と締結
28	結城	令和 2 年 11 月 17 日、結城市と締結。

※上記以外に第三管区海上保安本部・国土交通省国土地理院・国土交通省関東地方整備局下館河川事務所・東京電力茨城支店と茨城県石油業協同組合が締結。